



なんでやねん



発行責任者 倉橋 忠

No. 4 8

もんぶしょう

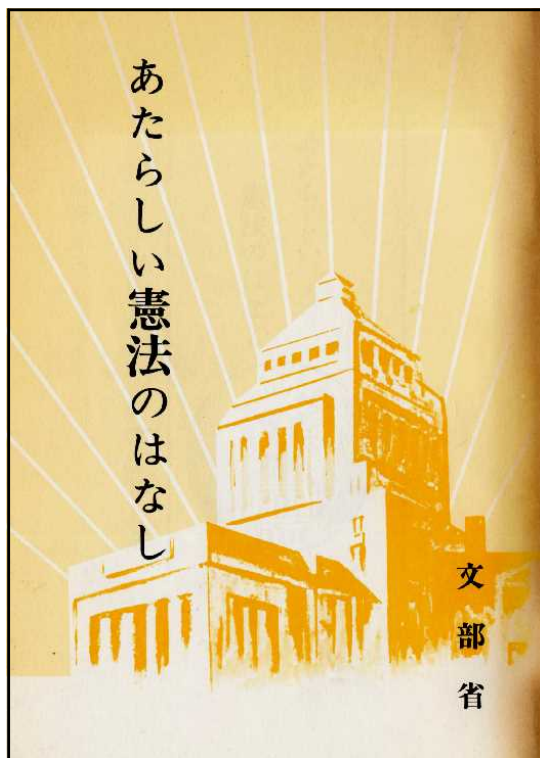
文部省発行『あたらしい憲法のはなし』に こめられた思い

第二次世界大戦の悲惨な経験をした日本は、1946年(昭和21年)11月3日に日本国憲法を国民に向けて公布した。

日本国憲法(以下、憲法という)には、それまでの大日本帝国憲法とは、考え方が根本的に異なっているために、国民が正しく理解することが困難だと考えられた。そのために、国民が憲法を正しく理解できるよう様々な工夫をした。

たとえば、文部省(現在の文部科学省)は、中学生が憲法を学ぶための教材として、1947年(昭和22年)8月に、中学生向けの教科書を発行した。

今日の教科書では、民主主義について、詳しく説明している場面がない。しかし、この『あたらしい憲法のはなし』には、非常に詳しい説明がされている。それは、どうしてなのであろうか。『あたらしい憲法のはなし』を読んで考えてみよう(旧字体の漢字や、特殊な記号は、読みやすいように修正し、ふりがなを倉橋がつけた)。



1 憲法「前文」の意味

『あたらしい憲法のはなし』は、「前文」が置かれている意味について、「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていくかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。」(p. 6)

このようにして、『あたらしい憲法のはなし』は、「日本国憲法を定めた意味と、憲法改正の限界も定めていること」を明らかにしている(このように前文を理解するのは、今日でも憲法学の通説である)。

2 憲法の「前文」の基本的な考え方

つづけて「それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが三つあります。それは、『民主主義』と『国際平和主義』と『主権在民主義』です」と、憲法の前文の基本的な考え方について明確に指摘している(p. 6)。

なお、ここであいう君たちが使っている教科書では、「国際平和主義」は「平和主義」、「主権在民主義」は「国民主権」と説明されている。



3 『あたらしい憲法のはなし』が説明する「民主主義」

「こんどの憲法の根本となっている考えの第一は民主主義です。ところで民主主義とは、いったいどういうことでしょう。みなさんはこのことばを、ほうぼうできいたでしょう。これがあたらしい憲法の根本になっているものとすれば、みなさんは、はっきりとこれを知っておかなければなりません。しかも正しく知っておかなければなりません。

みなさんがおおぜいあつまって、いっしょに何かするときのことを考えてごらん下さい。だれの意見で物事をきめますか。もしもみんなの意見が同じなら、もんだいはありません。もし意見が分かれたときは、どうしますか。ひとりの意見できめますか。二人の意見できめますか。それともおおぜいの意見できめますか。どれがよいでしょう。ひとりの意見が、正しくすぐれていて、おおぜいの意見がまちがっておとっていることもあります。しかし、そのはんたいのことがもっと多いでしょう。そこで、まずみんなが十分にじぶんの考えをはなしあったあとで、おおぜいの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいがいいということになります。そうして、あとの人は、このおおぜいの人の意見に、すなおにしたがってゆくのがよいのです。このなるべくおおぜいの人の意見で、物事をきめてゆくことが、民主主義のやりかたです。

国を治めてゆくのもこれと同じです。わずかの人の意見で国を治めてゆくのは、よくないのです。国民ぜんたいの意見で、国を治めてゆくのがいちばんよいのです。つまり国民ぜんたいが、国を治めてゆく — これが民主主義の治めかたです。」(p. 7-p. 8)

ここの説明は、今日的には疑問を感じる部分もある。『あたらしい憲法のはなし』が、民主主義と多数決原理を区別せずに説明していることが分かっただろうか。

民主主義と多数決の意味を同じように理解すると、「少数意見の尊重」という考え方が無視される。けれども、それ以上に『あたらしい憲法のはなし』が恐れたのは、天皇主権の影に隠れた少数者の専制的な政治であり、軍国主義の復活だったのである。

また、別の視点から見れば、憲法が公布された当時の中学生にとっては、民主政治という考え方が「革命的」とも思えるほど、新しい考え方であったことに、私たちは気づくべきであろう。

4 『あたらしい憲法のはなし』が説明する「民主主義」と政治

そして、『あたらしい憲法のはなし』は、民主主義に基づく政治について説明する。「国は、みなさんの学級とはちがいます。国民ぜんたいが、ひとところにあつまって、そうだんすること

はできません。ひとりひとりの意見をきいてまわることもできません。そこで、みんなの代わりになって、国の仕事のやりかたをきめるものがなければなりません。それが国会です。国民が、国会の議員を選挙するのは、じぶんの代わりになって、国を治めてゆく者をえらぶのです。だから国会では、なんでも、国民の代わりである議員のおおぜいの意見で物事をきめます。そうしてほかの議員は、これにしたがいます。これが国民ぜんたいの意見で物事をきめたことになるのです。これが民主主義です。ですから、民主主義とは、国民ぜんたいで、国を治めてゆくことです。みんなの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいがすくないのです。だから民主主義で国を治めてゆけば、みなさんは幸福になり、また国もさかえてゆくでしょう。

国は大きいので、このように国の仕事を国会の議員にまかせてきめてゆきますから、国会は国民の代わりになるものです。この「代わりになる」ということを「代表」といいます。まえに申しましたように、民主主義は、国民ぜんたいで国を治めてゆくことですが、国会が国民ぜんたいを代表して、国のことをきめてゆきますから、これを「代表制民主主義」のやりかたといえます。

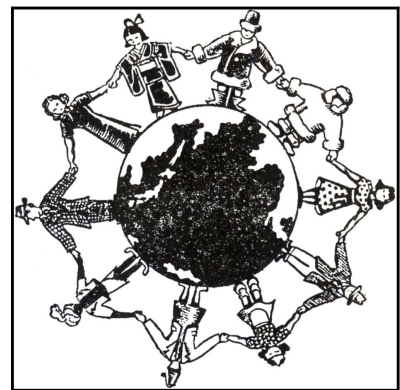
しかしいちばん大事なことは、国会にまかせておかないで、国民が、じぶんで意見をきめることがあります。こんどの憲法でも、たとえばこの憲法をかえるときは、国会だけできめないで、国民ひとりひとりが、賛成か反対かを投票してきめることになっています。このときは、国民が直接に国のことをきめますから、これを「直接民主主義」のやりかたといえます。あたらしい憲法は、代表制民主主義と直接民主主義と、二つのやりかたで国を治めてゆくことにしていますが、代表制民主主義のやりかたのほうが、おもになっていて、直接民主主義のやりかたは、いちばん大事なことにかざられているのです。だからこんどの憲法は、だいたい代表制民主主義のやりかたになっているといってもよいのです。」(p. 8-p. 9)

5 『あたらしい憲法のはなし』が説明する「国際平和主義」

『あたらしい憲法のはなし』は、平和を求める考え方の基本に、国と国の関係を民主主義の理想にもとめた。大東亜共栄圏の建設という「理想」を一方向的に掲げ、アジアに侵攻した日本の歴史をふまえて読むと、その思いが伝わってくる。

「国の中で、国民ぜんたいで、物事をきめてゆくことを、民主主義といいましたが、国民の意見は、人によってずいぶんちがっています。しかし、おおぜいのほうの意見に、すなおにしたがってゆき、またそのおおぜいのほうも、すくないほうの意見をよくきいてじぶんの意見をきめ、みんなが、なかよく国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやりかたは、なりたたないのです。

これは、一つの国について申しましたが、国と国との間のことも同じことです。じぶんの国のことばかりを考え、じぶんの国のためばかりを考えて、ほかの国の立場を考えないでは、世界中の国が、なかよくしてゆくことはできません。世界中の国が、いくさをしないで、なかよくやってゆくことを、国際平和主義といえます。だから民主主義ということは、この国際平和主義と、



たいへんふかい関係があるのです。こんどの憲法で民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの国にたいしても国際平和主義でやってゆくということになるのは、あたりまえであります。この国際平和主義をわすれて、じぶんの国のことばかり考えていたので、とうとう戦争をはじめてしまったのです。そこであたらしい憲法では、前文の中に、これからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとでのべる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしないということをきめることになってゆくのであります。」(p. 10-p. 11)

6 『あたらしい憲法のはなし』が説明する「主権在民主義」

天皇主権の考え方で育った大人たちと、その大人たちの考え方や行動の仕方を学んできた中学生にとっては、「国民主権」を理解することは、びっくりするほど難しいことだった。そのために『あたらしい憲法のはなし』は、「主権」を国民が持つことをていねいに説明している。

「みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらん下さい。いったい「いちばんえらい」というのは、どういうことでしょうか。勉強のよくできることでしょうか。それとも力の強いことでしょうか。いろいろきめかたがあつてむずかしいことです。

国では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょう。もし国の仕事が、ひとりの考えでできるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおおぜいの考えでできるならば、そのおおぜいが、みないちばんえらいことになります。もし国民ぜんたいの考えでできるならば、国民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、国民ぜんたいの考えで国を治めてゆきます。そうすると、国民ぜんたいがいちばん、えらいといわなければなりません。

国を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が国民ぜんたいにあれば、これを「主権は国民にある」といいます。こんどの憲法は、いま申しましたように、民主主義を根本の考えとしていますから、主権は、とうぜん日本国民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第一条にも、「主権が国民に存する」とはっきりかいてあるのです。主権が国民にあることを、「主権在民」といいます。あたらしい憲法は、主権在民という考えでできていますから、主権在民主義の憲法であるということになるのです。

みなさんは、日本国民のひとりです。主権をもっている日本国民のひとりです。しかし、主権は日本国民ぜんたいにあるのです。ひとりひとりが、べつべつにもっているわけではありません。ひとりひとりが、みなじぶんがいちばんえらいと思って、勝手なことをしてもよいということでは、けっしてありません。それは民主主義にあわないことになります。みなさんは、主権をもっている日本国民のひとりであるということに、ほこりをもつとともに、責任を感じなければなりません。よいこどもであるとともに、よい国民でなければなりません。」(p. 11-p. 14)

